

四 半 期 報 告 書

(第127期第3四半期)

大 阪 市 大 正 区 船 町 一 丁 目 1 番 6 6 号

株式会社 中 山 製 鋼 所

(E 0 1 2 2 9)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月10日
【四半期会計期間】	第127期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 箱 守 一 昭
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営本部長 阪 口 光 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア 5階
【電話番号】	(03)5204-3070
【事務連絡者氏名】	常務執行役員東京支店長 川 井 啓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア 5階)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第126期 第3四半期 連結累計期間	第127期 第3四半期 連結累計期間	第126期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	106,682	82,479	136,245
経常利益 (百万円)	3,824	2,050	4,439
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,924	1,623	2,913
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,913	1,926	2,319
純資産額 (百万円)	82,344	83,189	81,750
総資産額 (百万円)	122,946	121,098	119,445
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	54.02	30.00	53.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.0	68.7	68.4

回次	第126期 第3四半期 連結会計期間	第127期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	15.70	13.87

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）で営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

(売上高、営業利益及び経常利益)

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的な拡大を続けている中、景気は持ち直しの動きが見られるものの、経済活動は依然厳しい状況で推移しました。

当社グループの主力事業である鉄鋼業界におきましても、感染症拡大の影響により鉄鋼需要は総じて低迷しており、一部の製造業向けで回復の動きを見せ始めているものの、建築分野の鋼材需要は低調に推移しました。このような中、原料であるスクラップ市況が年末にかけて高騰したため、経営環境は非常に厳しい状況となりました。

このような厳しい経営環境下ではありますが、当社グループは、中期経営計画（2019年度～2021年度）の方針に沿って、当社グループの協働施策を推進するとともに、操業努力による徹底したコスト削減に取り組んでまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高824億79百万円（前年同期比242億3百万円減）、営業利益18億57百万円（前年同期比19億12百万円の減益）、経常利益20億50百万円（前年同期比17億74百万円の減益）、親会社株主に帰属する四半期純利益16億23百万円（前年同期比13億円の減益）となりました。

当第3四半期連結累計期間における各セグメントの業績は、次のとおりであります。

鉄鋼につきましては、主力の建築向け及び製造業向け需要の低迷により、鋼材販売数量が前年同期に比べ大幅に減少し、鋼材販売価格も下落したことなどにより売上高は減収となりました。収益面では、鋼材販売数量の減少及び鋼材販売価格の下落に加え、下期に入りスクラップ価格が急騰したことなどにより、前年同期比で減益となりました。これらの結果、売上高は808億11百万円（前年同期比241億94百万円減）、経常利益は17億77百万円（前年同期比19億39百万円の減益）となりました。

エンジニアリングにつきましては、鋳機部門においてロール受注が前年同期比で増加したものの、建設部門の受注減が大きく、売上高は10億36百万円（前年同期比13百万円減）、経常損益は14百万円の損失（前年同期比20百万円の増益）となりました。

不動産につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は6億31百万円（前年同期比4百万円増）、経常利益は4億52百万円（前年同期比84百万円の増益）となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第3四半期連結累計期間の特別利益は、スクラップ売却益85百万円、災害損失引当金戻入額82百万円など、合計2億88百万円を計上しました（前年同期比2億37百万円減）。

当第3四半期連結累計期間の特別損失は、固定資産除却損1億55百万円、解約違約金1億8百万円など、合計2億93百万円を計上しました（前年同期比82百万円減）。

税金費用は、当第3四半期連結累計期間において法人税、住民税及び事業税3億84百万円（前年同期比2億11百万円減）、法人税等調整額36百万円（前年同期比4億17百万円減）を計上したことにより、前年同期に比べ6億28百万円減少し、4億21百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前年同期に比べ13億円減少し、16億23百万円となりました。

財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、736億25百万円（前連結会計年度末730億80百万円）となり、5億45百万円増加しました。その主な要因は、受取手形及び売掛金（265億21百万円から261億55百万円へ3億66百万円の減少）並びにたな卸資産（商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品）が減少（220億26百万円から194億53百万円へ25億72百万円の減少）しましたが、現金及び預金（185億34百万円から204億69百万円へ19億35百万円の増加）、並びに電子記録債権（39億7百万円から50億73百万円へ11億66百万円の増加）が増加したことによるものであります。

(固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、474億72百万円（前連結会計年度末463億64百万円）となり、11億7百万円増加しました。その主な要因は、設備投資による増加25億11百万円、減価償却実施による減少16億41百万円並びに投資有価証券が増加（18億90百万円から23億42百万円へ4億52百万円の増加）したことによるものであります。

(流動負債及び固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計（流動負債及び固定負債）の残高は、379億8百万円（前連結会計年度末376億95百万円）となり、2億13百万円増加しました。その主な要因は、未払金（22億81百万円から14億45百万円へ8億35百万円の減少）及び有利子負債（短期借入金、長期借入金及び社債）が減少（77億63百万円から69億31百万円へ8億32百万円の減少）しましたが、支払手形及び買掛金（141億1百万円から165億49百万円へ24億47百万円の増加）及び電子記録債務（4億91百万円から12億48百万円へ7億56百万円の増加）が増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、831億89百万円（前連結会計年度末817億50百万円）となり、14億39百万円増加しました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上（16億23百万円）及び利益剰余金による配当金の支払（4億87百万円の減少）によるものであります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルール及び手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

[当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入]

当社は、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルールの導入を決議し、2011年6月29日開催の第117回定時株主総会、2014年6月26日開催の第120回定時株主総会において、同一内容で継続することについてご承認いただき、2017年6月27日開催の第123回定時株主総会において、①独立委員会委員に社外監査役および社外有識者に加え社外取締役を追加するとともに、②独立委員会の委員名を開示し、③対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入するように内容を一部修正し継続することについてご承認いただき、さらに2020年6月26日開催の第126回定時株主総会において独立委員会委員の委員名を変更し継続することについて株主の皆様にご承認いただきました。（以下、修正後の適正ルールを「本プラン」といいます。）

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a) 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b) 必要情報の提供

c) 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

d) 株主意思の確認の手続き

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の皆様の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実施します。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取り、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、当社の2023年6月開催予定の第129回定時株主総会終了の時点まで（3年間）とします。ただし、第129回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、2026年6月開催予定の当社の第132回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとします。また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護に繋がるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は9百万円であります。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、前年同期に比べ、鉄鋼の粗鋼、圧延鋼材及び加工鋼材の生産量、鉄鋼の受注高、並びに鉄鋼の売上高がそれぞれ著しく減少しております。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、経済活動が急速に悪化する中、第3四半期に入り製造業向けの鉄鋼需要は回復傾向にありますが建築向けは低迷を続けており、当第3四半期累計期間における鉄鋼需要は前年同期に比べて大幅に減少しました。これに伴い、当社グループの鋼材販売量及び生産量も減少しました。このような状況から、前年同期比で粗鋼は10.3%、圧延鋼材は23.1%、加工鋼材は10.5%、鉄鋼の受注高は21.3%、鉄鋼の売上高は23.0%、それぞれ減少しました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,079,256	63,079,256	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、100株であります。
計	63,079,256	63,079,256	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	63,079,256	—	20,044	—	16,977

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2020年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 275,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 8,666,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,090,400	540,904	—
単元未満株式	普通株式 46,756	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	63,079,256	—	—
総株主の議決権	—	540,904	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権は1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式8株及び相互保有株式255株の合計263株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱中山製鋼所	大阪市大正区船町1丁目 1番66号	275,500	—	275,500	0.43
(相互保有株式) 中山三星建材㈱	堺市堺区山本町6丁目 124番地	2,519,400	—	2,519,400	3.99
中山通商㈱	大阪市西区南堀江1丁目 12番19号	2,266,400	—	2,266,400	3.59
三星海運㈱	大阪市西区新町4丁目 19番9号	1,947,100	—	1,947,100	3.08
三星商事㈱	大阪市西区南堀江1丁目 12番19号	1,933,700	—	1,933,700	3.06
計	—	8,942,100	—	8,942,100	14.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,534	20,469
受取手形及び売掛金	26,521	※2 26,155
電子記録債権	3,907	※2 5,073
商品及び製品	11,554	9,642
仕掛品	1,946	2,050
原材料及び貯蔵品	8,525	7,760
その他	2,111	2,496
貸倒引当金	△21	△23
流動資産合計	73,080	73,625
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,710	6,639
機械及び装置（純額）	9,749	9,940
土地	23,776	23,743
その他（純額）	1,342	1,950
有形固定資産合計	41,578	42,273
無形固定資産	243	291
投資その他の資産		
投資有価証券	1,890	2,342
差入保証金	1,869	1,877
その他	837	726
貸倒引当金	△54	△38
投資その他の資産合計	4,543	4,907
固定資産合計	46,364	47,472
資産合計	119,445	121,098

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,101	※2 16,549
電子記録債務	491	※2 1,248
短期借入金	3,062	2,844
1年内償還予定の社債	42	42
未払金	2,281	※2 1,445
未払費用	1,219	1,298
未払法人税等	328	184
賞与引当金	808	359
環境対策引当金	124	25
解体撤去引当金	65	-
災害損失引当金	187	45
その他	1,418	1,011
流動負債合計	24,130	25,056
固定負債		
社債	111	90
長期借入金	4,547	3,955
繰延税金負債	2,862	3,030
再評価に係る繰延税金負債	1,113	1,113
環境対策引当金	466	452
解体撤去引当金	404	404
関係会社事業損失引当金	149	109
退職給付に係る負債	2,488	2,495
負ののれん	188	49
その他	1,231	1,153
固定負債合計	13,564	12,852
負債合計	37,695	37,908
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,044	20,044
資本剰余金	7,826	7,826
利益剰余金	51,453	52,618
自己株式	△775	△775
株主資本合計	78,548	79,714
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	563	828
繰延ヘッジ損益	-	△0
土地再評価差額金	3,050	3,021
退職給付に係る調整累計額	△412	△375
その他の包括利益累計額合計	3,201	3,475
純資産合計	81,750	83,189
負債純資産合計	119,445	121,098

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	106,682	82,479
売上原価	93,304	72,016
売上総利益	13,377	10,462
販売費及び一般管理費		
販売費	4,765	4,069
一般管理費	4,842	4,535
販売費及び一般管理費合計	9,608	8,605
営業利益	3,769	1,857
営業外収益		
受取利息	30	32
受取配当金	85	49
受取保険金	-	80
負ののれん償却額	139	139
持分法による投資利益	88	105
その他	96	142
営業外収益合計	440	548
営業外費用		
支払利息	100	63
賃借料	112	111
工場事故関連損失	-	82
その他	172	97
営業外費用合計	385	355
経常利益	3,824	2,050
特別利益		
スクラップ売却益	※1 196	※1 85
災害損失引当金戻入額	-	82
環境対策引当金戻入額	-	65
関係会社事業損失引当金戻入額	-	39
固定資産売却益	※2 285	※2 16
災害による保険金収入	※3 43	-
特別利益合計	525	288
特別損失		
固定資産除却損	※4 103	※4 155
解約違約金	-	※5 108
減損損失	※6 100	-
解体撤去引当金繰入額	55	-
その他	116	30
特別損失合計	376	293
税金等調整前四半期純利益	3,973	2,044
法人税、住民税及び事業税	595	384
法人税等調整額	453	36
法人税等合計	1,049	421
四半期純利益	2,924	1,623
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,924	1,623

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	2,924	1,623
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△12	264
繰延ヘッジ損益	-	△0
退職給付に係る調整額	2	37
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△0
その他の包括利益合計	△10	302
四半期包括利益	2,913	1,926
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,913	1,926
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(税金費用の計算方法の変更)

従来、当社及び連結子会社の税金費用につきましては、原則的な方法により計算しておりましたが、当社及び連結子会社の四半期決算業務の一層の効率化を図るため、第1四半期連結会計期間より連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用につきましては、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形等割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形割引高	829百万円	849百万円
電子記録債権割引高	29	—

※2 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理について、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形及び売掛金	一百万円	2,274百万円
電子記録債権	—	912
割引手形	—	399
支払手形及び買掛金	—	2,253
電子記録債務	—	156
未払金	—	102

3 保証債務

従業員及び関係会社の金融機関借入金等について保証しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
従業員(住宅資金)	2百万円	1百万円
N S 北海製線(株) (注)	828	828
日鉄ボルテン(株) (注)	291	291
(株)サンマルコ (注)	100	100
合計	1,222	1,221

(注) 保証極度額を記載しております。

4 貸出コミットメントライン契約

当社は中期経営計画の遂行に必要な資金を調達するため、取引金融機関5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
貸出コミットメントライン契約の 総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	5,000	5,000

(四半期連結損益計算書関係)

※1 スクラップ売却益

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社休止工場設備の解体に伴って発生したスクラップの売却によるものであります。

※2 固定資産売却益

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

主に、土地の売却によるものであります。

※3 災害による保険金収入

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

2018年に発生した台風21号及び24号による被害に伴う保険金収入であります。

※4 固定資産除却損

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

主に、機械及び装置の除却並びに当社休止工場設備の撤去費用によるものであります。

※5 解約違約金

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

連結子会社の専属輸送契約の途中解除によるものであります。

※6 減損損失

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当社グループの賃貸土地の売却意思決定に伴うものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	1,527百万円	1,641百万円
負ののれんの償却額	△139	△139

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	251	4.00	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金
2019年11月6日 取締役会	普通株式	251	4.00	2019年9月30日	2019年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	376	6.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金
2020年11月5日 取締役会	普通株式	188	3.00	2020年9月30日	2020年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	鉄鋼 (百万円)	エンジニア リング (百万円)	不動産 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	105,005	1,049	626	106,682	—	106,682
セグメント間の内部売上高 又は振替高	117	166	215	500	△500	—
計	105,123	1,216	842	107,182	△500	106,682
セグメント利益又は損失(△) (経常利益又は経常損失(△))	3,717	△34	368	4,050	△225	3,824

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利 益	金 額 (百万円)
報告セグメント計	4,050
セグメント間取引消去	△40
全社営業外損益(注)	△185
四半期連結損益計算書の経常利益	3,824

(注) 全社営業外損益は、主に報告セグメントに帰属しない営業外収益と営業外費用の差額であります。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	鉄鋼 (百万円)	エンジニア リング (百万円)	不動産 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	80,811	1,036	631	82,479	—	82,479
セグメント間の内部売上高 又は振替高	101	37	230	370	△370	—
計	80,912	1,074	862	82,849	△370	82,479
セグメント利益又は損失(△) (経常利益又は経常損失(△))	1,777	△14	452	2,216	△165	2,050

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利 益	金 額 (百万円)
報告セグメント計	2,216
セグメント間取引消去	△57
全社営業外損益(注)	△108
四半期連結損益計算書の経常利益	2,050

(注) 全社営業外損益は、主に報告セグメントに帰属しない営業外収益と営業外費用の差額であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

前第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)
1 株当たり四半期純利益 54円 2銭	1 株当たり四半期純利益 30円 0銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)
四半期連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	2,924	1,623
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	2,924	1,623
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (千株)	54,137	54,137

2 【その他】

第127期（2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日まで）中間配当について、2020年11月 5 日開催の取締役会において、2020年 9 月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 188百万円
- ② 1 株当たりの金額 3.00円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2020年12月 1 日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月10日

株式会社中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 礼治	㊞
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝 静太	㊞
--------------------	-------	------	---

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月10日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 箱 守 一 昭
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア 5階)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長箱守一昭は、当社の第127期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。